

追手門学院大学 オープンアクセスポリシー

[2023年9月1日制定]

第1条 このオープンアクセスポリシーは、「追手門学院大学機関リポジトリ管理・運用規程」に基づいて追手門学院大学附属図書館が作成したものである。

(趣旨)

第2条 追手門学院大学（以下「本学」という。）は、本学で生産された教育研究の成果物（以下「成果物」という。）を収集し、電子的形態によって蓄積・保存し、学内外に無償で提供することにより、学術研究の発展に寄与すると共に、社会に対する説明責任を果たすため、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(定義)

第3条 本ポリシーにおいて、成果物とは、学内部局、学会、出版社等が発行した学術雑誌に掲載された本学の教職員等が主著あるいは共著を務めた学術論文等の学術情報をいう。

(成果物の公開)

第4条 本学は、教職員等の成果物を、追手門学院大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」）によって公開する。ただし、成果物の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

第5条 著作権等のやむを得ない理由により、リポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該成果物を公開しない。

(適用の不遡及)

第6条 本ポリシー施行以前に出版された成果物や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した成果物には、本ポリシーは適用されない。

(成果物の提供)

第7条 教職員等は成果物について、出版社等がリポジトリ登録に関して発行版を許諾している場合は当該発行版を、著者版を許諾している場合は著者最終稿を、共著者の同意を得た上で、すみやかに本学に提供する。

(リポジトリの運用)

第8条 リポジトリの運用に関わる事項は、「追手門学院大学機関リポジトリ管理・運用規程」に基づき取り扱う。

(その他)

第9条 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則

このポリシーは、2023年9月1日から施行する。